

事 業 計 画 書 目 次

[道路局]

13款2項4目

(単位:千円)

令和8年度 事業計画書

事業局課	道路局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
歳出予算科目	一般会計	13 款 2 項	4 目	政策群番号	01	施策群番号 02
事業名称	道路費負担金（国直轄事業負担金）					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	3,269,167	0	82,000	0	3,187,000	167
令和7年度	3,269,167	0	82,000	0	3,187,000	167
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	4,630,662	3,923,667	3,269,167	3,269,167
	市債+一般財源	4,511,662	3,821,667	3,187,167	3,187,167
決算	事業費	4,005,333	4,544,167	3,187,167	3,187,167
	市債+一般財源	3,903,333	4,442,167		

事業概要 (アクティビティ)	道路法第50条等に基づく、国管理の横浜市内国道（指定区間）の管理及び整備に係る負担金。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	道路法第53条および道路法施行令第27条に基づき負担金を支出します。 市民生活や経済流通の大きな支えとなる横浜市内の国道が整備されることで、より一層活力ある都市活動の推進が見込まれます。							
背景・課題	道路法第53条および道路法施行令第27条により、国が自ら整備・管理を行う一般国道の区間（指定区間）について、当該都道府県又は政令指定都市は、その整備・管理等に係る費用の一部を「直轄道路事業負担金（道路費負担金）」として納付することが義務づけられています。							
根拠法令・方針決裁等	道路法、共同溝の整備等に関する特別措置法、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律、電線共同溝の整備等に関する特別措置法							
根拠・データ等	<p>【路線】 1号 鶴見区尻手～戸塚区東俣野町 23.5km 15号 鶴見区平安町～神奈川区栄町 8.1km 16号 金沢区六浦東～瀬谷区北町 32.1km 246号 都筑区牛久保町～瀬谷区目黒町 11.6km 357号 鶴見区扇島～金沢区八景島 25.2km 468号 金沢区釜利谷町～戸塚区汲沢ほか 10.3km</p>							
事業スケジュール	4月 国土交通省から直轄道路事業地方負担額の予定額通知を受領 3月 国土交通省へ負担金を納付							
事業開始年度	昭和31年							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 道路費負担金（国直轄事業負担金）	3,269,167	3,269,167	0	
	細事業合計	3,269,167	3,269,167	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	川島 大介	係長	品田 陽平	
--	----	-------	----	-------	--